○北海道開発局告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年五月十二日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画下水道事業石狩湾新港地域公共下水道

三　事業施行期間　自昭和五十二年九月九日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　昭和五十二年建設省告示第千三百二十二号、昭和五十五年建設省告示第千三百六十六号、昭和五十八年建設省告示第千九百七十二号、平成二年建設省告示第千九百六十七号、平成四年建設省告示第七百七十九号、平成十一年建設省告示第九百二十四号、平成二十年北海道開発局告示第四十号及び平成二十七年北海道開発局告示第六十一号の事業地のうち小樽市銭函5丁目地内において事業地を変更する。

○北海道開発局告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月十二日から一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十二日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道　三十九号	旭川市永山二条二一丁目から北海道上川郡当麻町字園別三区まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
〃	北海道上川郡当麻町字園別三区から同町伊香牛一区まで	〃
〃	北海道上川郡当麻町伊香牛一区から同郡比布町基線まで	〃
〃	北海道上川郡比布町基線から同郡愛別町字北町一区まで	〃
〃	北海道上川郡愛別町字北町一区から同町字中央一区まで	〃
〃	北海道上川郡愛別町字中央一区から同町字愛山二区まで	〃
〃	北海道上川郡愛別町字愛山二区から同町字愛山三区まで	〃
〃	北海道上川郡愛別町字愛山三区から同郡上川町字共進まで	〃
〃	北海道上川郡上川町字共進から同町旭町まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ビー・ビー・バックボーン株式会社　専務取締役　荘司　育男

住　所　東京都港区東新橋一丁目九番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十七年三月二十日から本協定の存続する日まで

国会事項

衆議院

質問書提出

五月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

二〇一五年の日米防衛協力のための指針の決定過程と立憲主義に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

教科書検定調査審議会等の議事公開に関する質問主意書（長妻昭提出）

新たな日米防衛協力のための指針に関する質問主意書（長島昭久提出）

報告書受領

五月八日内閣を経由して郵政民営化推進本部長安倍晋三から、次の報告書を受領した。

郵政民営化法第十一条第二項の規定に基づく郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見の報告

参議院

質問主意書提出

五月八日議員から次の質問主意書が提出された。

「新たな援護法」制定及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一二九号）

報告書受領

五月八日内閣を経由して郵政民営化推進本部長から、郵政民営化法第十一条第二項の規定に基づく郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見についての報告を受領した。

人事異動

内閣

財務副大臣　菅原　一秀

（大臣官房審議官）財務事務官　吉田　正紀

（欧州復興開発銀行理事）同　古井　俊之

欧州復興開発銀行総務会第二十四回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十七年五月二十九日までとする（各通）（五月八日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　可部　哲生

（国際局次長）同　武内　良樹

国際局長浅川雅嗣外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（各通）

（大臣官房審議官）同　可部　哲生

国際局長事務代理を免ずる（以上五月四日）

経済産業省

（大臣官房付）経済産業技官　都筑　秀明

辞職を承認する（一月十五日）

（資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課原子力発電所事故収束対応室付）経済産業事務官　秋山　公城

内閣官房に出向させる（一月二十三日）

（大臣官房審議官（地域経済産業政策担当））経済産業事務官　若井　英二

経済産業政策局地域経済政策課長に併任する

（経済産業政策局地域経済産業政策課長）経済産業技官　星野　岳穂

大臣官房審議官に昇任させる

産業技術・基準認証担当を命ずる

（商務情報政策局情報政策課長）

経済産業事務官　宮本　昭彦

商務情報政策局ヘルスケア産業課長に併任する

（近畿経済産業局長）同　関　総一郎

近畿経済産業局総務企画部長に併任する

（大臣官房審議官（産業技術・基準認証担当））経済産業技官　安永　裕幸

辞職を承認する

（近畿経済産業局総務企画部長）

経済産業事務官　中沢　則夫

大臣官房付に配置換する

辞職を承認する

（大臣官房参事官（原子力担当））

経済産業技官　野田　耕一

辞職を承認する

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　菅家　勝

経済産業事務官（大臣官房参事官）に転任させる

辞職を承認する

（商務情報政策局ヘルスケア産業課長）経済産業技官　森田　弘一

辞職を承認する

経済産業技官（大臣官房付）に採用する

辞職を承認する

（中部経済産業局資源エネルギー環境部長）経済産業技官　田中　利穂

定年退職（以上三月三十一日）